

観観産第160号の3
令和 7年 6月27日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、令和7年6月20日付け、物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、登録旅行業者に対して、周知方をよろしくお願いいたします。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人日本旅行業協会会長又は一般社団法人全国旅行業会会長に対しても通知したことを申し添えます。

観光庁観光産業課長 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、旅行業界に対して周知されたい。

なお、貸切バス業者の安全コスト額については、不正競争防止法に基づく営業秘密として損害代償や罰則の対象となるおそれがあるため、取引先の貸切バス業者から取得することがないよう、あわせて周知されたい。

国自旅第 307 号
平成31年3月29日
国自旅第 61 号
令和 元年7月 9日
国自旅第 52 号
令和 7年6月20日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（いずれも旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録の有無を問わない。以下同じ。）（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。

手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、観光庁観光産業課長及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方

（1）過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対す

る脱法行為を防止するための規定である道路運送法第 10 条の運賃の割戻しに該当する。

(2) 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。

(3) 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業者の原価報告書について（令和 7 年 6 月 20 日付け国自旅第 53 号）（以下「原価報告通達」という。）」に基づいて報告された届出運賃における安全コスト額（以下「届出安全コスト額」という。）を基に、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 129 号）（以下「運賃処理通達」という。）」別紙 2 第 2. 運賃の規定に準じ、個別の運送における時間・距離に応じた安全コスト額（以下「一運送に必要な安全コスト額」という。）を算定する。

契約運賃から手数料等の額を控除した結果、一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(4) 上記 (3) 一運送に必要な安全コスト額の算定に用いる届出安全コスト額の適用期間は、原価報告通達 3. 提出期限に規定する当該事業年度の提出期限の最終日の翌日から次事業年度の提出期限の最終日までの運送引受けとする。

(5) なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成 6 年 6 月 30 日公正取引委員会）」2 (2) 価格に関する行政指導に留意すること。

(参考)

○行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成 6 年 6 月 30 日公正取引委員会）（抄）

2 行政指導の諸類型と独占禁止法

(2) 価格に関する行政指導

公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。例えば、次のような行政指導は、独占禁止法との関係において問題を生じさせるおそれがある（独占禁止法第三条、第八条第一号・四号・五号、第一九条）。

[1] 価格の引上げ又は引下げについて、その額・率（幅）等目安となる具体的な数字を示して指導すること。

このような行政指導により、事業者が共同して、又は事業者団体が、示された目安まで価格を引き上げ、又は引き下げることと決定することになるおそれがある。なお、ここでいう決定とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる（以下同じ。）。

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス業者」という。）が運送の引き受けに際して名目を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭は、原則、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。ただし、実際に発生した経費として実体があり、貸切バス業者に支払い義務があるものは、運送引受書に記載する手数料等とせず、運賃の割戻しの対象としない。
- (2) 貸切バス業者が運送申込者である旅行業者等以外の第三者に支払う金銭については、原則、運賃の割戻しの対象としない。ただし、貸切バス業者から第三者に支払われた金銭を旅行業者等が当該第三者から収受しているなど、実質的に手数料等と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。
- また、運送の引き受けに際して旅行サービス手配業者が介在する場合であって貸切バス業者から旅行サービス手配業者へ支払う金銭は、運送申込者に支払う手数料等と合算した当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。
- (3) 実費は運賃処理通達別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、有料道路代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行業者等に手数料等を支払っている場合は、道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反に該当する。

3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い

貸切バス業者から旅行業者等に支払われる個別の金銭が割戻しの対象となる手数料等に該当するかどうかについては観光部局における調査により個別に総合的に判断されることになるが（旅行業法に基づく登録を受けている場合に限る。）、貸切バス業者が旅行業者等からの運送を引き受けるために、当該旅行業者等へ経費を支払う場合であって、その経費に実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。ただし、貸切バス業者からの依頼に対して経費が発生している場合であって、貸切バス業者がその内容、経費内訳等について把握し、客観的に説明できる場合は、実経費の支払いとして運賃の割戻しの対象としない。なお、実経費が発生している場合であっても、貸切バス業者が実態と乖離した支払いを行っている場合など実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回ってい

る場合は運賃の割戻しの対象とする。

4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い

月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に対して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

(1) 手数料等が月単位で決められている場合

当該月単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、当該月の運送ごとに一運送に必要な安全コスト額を算定し、当該月の運送収入全体から月単位で支払った手数料等を差し引いた結果、当該月の一運送に必要な安全コスト額の合計額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(2) 手数料等が年単位で決められている場合

当該年単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、当該年の運送ごとに一運送に必要な安全コスト額を算定し、当該年の運送収入全体から年単位で支払った手数料等を差し引いた結果、当該年の一運送に必要な安全コスト額の合計額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(3) 成果報酬型手数料（オーバーライドコミッション）の場合

配車回数や運送収入金額に応じて手数料等が変動する支払いを行っている場合は、手数料等が月単位の場合は4. (1)、年単位の場合は4. (2)と同様の取扱いとする。

5. 情報の共有

貸切バス業者に対する指導において運賃の割戻しの対象とすべきか否か適正に判断するため、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して、届出安全コスト額を共有するものとする。

附 則（令和7年6月20日 国自旅第52号）

この通達は、令和7年6月20日から施行する。

観観産第160号
令和7年6月27日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、令和7年6月20日付け、物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。

観観産第160号
令和7年6月27日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、令和7年6月20日付け、物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方を
よろしくお願いします。

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて

改 正 後	改 正 前
国自旅第 307 号 平成31年3月29日 国自旅第 61 号 令和 元年7月 9日 <u>国自旅第 52 号</u> <u>令和 7年6月20日</u> 各地方運輸局自動車交通部長殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿 沖縄総合事務局運輸部長殿 物流・自動車局旅客課長 一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて 一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（いずれも旅行業法（昭和27年法律第239号）<u>に基づく登録の有無を問わない。以下同じ。</u>）（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。 手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。	国自旅第 307 号 平成31年3月29日 国自旅第 61 号 令和 元年7月 9日 各地方運輸局自動車交通部長殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長殿 沖縄総合事務局運輸部長殿 自動車局旅客課長 一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて 一般貸切旅客自動車運送事業においては、旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）との運送の引受けに際して、手数料等（名目に関わらず、運送の引受けに際して旅行業者等に支払う金銭のことをいう。）が取引されている。 手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、商慣行上定着しているところであるが、過大な手数料等を取引した場合、本来収受すべき運賃・料金が実質的に収受できず、安全を確保するための経費（以下「安全コスト」という。）を阻害することとなる。

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、観光庁観光産業課長及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方

(1) 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第 10 条の運賃の割戻しに該当する。

(2) 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。

(3) 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業者の原価報告書について（令和 7 年 6 月 20 日付け国自旅第 53 号）（以下「原価報告通達」という。）」に基づいて報告された届出運賃における安全コスト額（以下「届出安全コスト額」という。）を基に、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 129 号）（以下「運賃処理通達」という。）」別紙 2 第 2. 運賃の規定に準じ、個別の運送における時間・距離に応じた安全コスト額（以下「一運送に必要な安全コスト額」という。）を算定する。

契約運賃から手数料等の額を控除した結果、一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(4) 上記（3）一運送に必要な安全コスト額の算定に用いる届出安全コスト額の適用期間は、原価報告通達 3. 提出期限に規定する当該事業年

このため、道路運送法上、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引について、下記のとおり取り扱うので、この旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 過大な手数料等による運賃の実質的な下限割れについての基本的な考え方

(1) 過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、定額運賃に対する脱法行為を防止するための規定である道路運送法第 10 条の運賃の割戻しに該当する。

(2) 運賃の割戻しは、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、安全コストを割り込んで手数料等を支払っているか否かで判断する。

(3) 具体的には、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成 11 年 12 月 13 日付け自旅第 129 号）」別紙 3 一般貸切旅客自動車運送事業の原価計算要領について及び「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発動する基準の細目について（平成 26 年 7 月 1 日付け国自旅第 70 号）」第 1 運賃及び料金の原価の算定の規定に準じて直近の実績事業年度 1 年間の原価を算定する。

その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を個別の運送における運賃・料金に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

度の提出期限の最終日の翌日から次事業年度の提出期限の最終日までの運送引受けとする。

(5) なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）」2（2）価格に関する行政指導に留意すること。

（参考）（省略）

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス業者」という。）が運送の引き受けに際して名目を問わず運送申込者である旅行者等に支払う金銭は、原則、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。ただし、実際に発生した経費として実体があり、貸切バス業者に支払い義務があるものは、運送引受書に記載する手数料等とせず、運賃の割戻しの対象としない。

(2) 貸切バス業者が運送申込者である旅行者等以外の第三者に支払う金銭については、原則、運賃の割戻しの対象としない。ただし、貸切バス業者から第三者に支払われた金銭を旅行者等が当該第三者から収受しているなど、実質的に手数料等と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。

また、運送の引き受けに際して旅行サービス手配業者が介在する場合であって貸切バス業者から旅行サービス手配業者へ支払う金銭は、運送申込者に支払う手数料等と合算した当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。

(3) 実費は運賃処理通達別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、有料道路代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行者等に手数料等を支払っている場合は、道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反に該当する。

(4) なお、行政処分又は指導を行う際には、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月30日公正取引委員会）」2（2）価格に関する行政指導に留意すること。

（参考）（省略）

2. 割戻しの対象となる手数料等の定義

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス業者」という。）が運送の引き受けに際して名目を問わず運送申込者である旅行者等に支払う金銭は、原則、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。ただし、実際に発生した経費として実体があり、貸切バス業者に支払い義務があるものは、運送引受書に記載する手数料等とせず、運賃の割戻しの審査対象としない。

(2) 貸切バス業者が運送申込者である旅行者等以外の第三者に支払う金銭については、原則、運賃の割戻しの審査対象としない。ただし、貸切バス業者から第三者に支払われた金銭を旅行者等が当該第三者から収受しているなど、実質的に手数料等と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

また、運送の引き受けに際して旅行サービス手配業者が介在する場合であって貸切バス業者から旅行サービス手配業者へ支払う金銭は、運送申込者に支払う手数料等と合算した当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

(3) 実費は平成11年12月13日付自旅第129号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」別紙2第6のとおり基本的には旅客が全額を負担するものであるが、駐車場代、有料道路代、昼食代、ガイド料など貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して貸切バス業者が旅行者等に手数料等を支払っている場合は、原則、運賃・料金の手数料等と合算した当該支払いにより届け出た

3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い

貸切バス業者から旅行業者等に支払われる個別の金銭が割戻しの対象となる手数料等に該当するかどうかについては観光部局における調査により個別に総合的に判断されることになるが（旅行業法に基づく登録を受けている場合に限る。）、貸切バス業者が旅行業者等からの運送を引き受けるために、当該旅行業者等へ経費を支払う場合であって、その経費に実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。ただし、貸切バス業者からの依頼に対して経費が発生している場合であって、貸切バス業者がその内容、経費内訳等について把握し、客観的に説明できる場合は、実経費の支払いとして運賃の割戻しの対象としない。なお、実経費が発生している場合であっても、貸切バス業者が実態と乖離した支払いを行っている場合など実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより一運送に必要な安全コスト額を下回っている場合は運賃の割戻しの対象とする。

4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い

月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に対して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

（1）手数料等が月単位で決められている場合

当該月単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、当該月の運送ごとに一運送に必要な安全コスト額を算定し、当該月の運送収入全体から月単位で支払った手数料等を差し引いた結果、当該月の一運送に必要な安全コスト額の合計額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

3. 名目上手数料以外として支払っているものの取扱い

貸切バス業者から旅行業者等に支払われる個別の金銭が割戻しの審査対象となる手数料等に該当するかどうかについては観光部局における調査により個別に総合的に判断されることになるが、貸切バス業者が旅行業者等からの運送を引き受けるために、当該旅行業者等へ経費を支払う場合であって、その経費に実体がなく、名目上手数料と区別しているだけで実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。ただし、貸切バス業者からの依頼に対して経費が発生している場合であって、貸切バス業者がその内容、経費内訳等について把握し、客観的に説明できる場合は、実経費の支払いとして運賃の割戻しの審査対象としない。なお、実経費が発生している場合であっても、貸切バス業者が実態と乖離した支払いを行っている場合など実質的に手数料と同一の性質のものと判断される場合は、運送引受書に記載する手数料等とし、当該支払いにより届け出た運賃の下限額を実質的に下回っている場合は運賃の割戻しの審査対象とする。

4. 手数料等が個別の運送ではなく月や年単位等により定められている場合の取扱い

月や年単位で手数料等が定められている場合など個別の運送に対して手数料等が定められていない場合の運賃の割戻しの取扱いについて以下のとおり例示する。

（1）手数料等が月単位で決められている場合

当該月単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、その原価の合計額に対して安全コスト（営業費（その他経費に含まれる手数料等を除く。）及び安全運行経費の合計額）が占める割合を月単位の運賃・料金の総額に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(2) 手数料等が年単位で決められている場合

当該年単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、当該年の運送ごとに一運送に必要な安全コスト額を算定し、当該年の運送収入全体から年単位で支払った手数料等を差し引いた結果、当該年の一運送に必要な安全コスト額の合計額を下回っている場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(3) (省略)

5. 情報の共有

貸切バス業者に対する指導において運賃の割戻しの対象とすべきか否か適正に判断するため、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して、届出安全コスト額を共有するものとする。

附 則 (令和7年6月20日 国自旅第52号)

この通達は、令和7年6月20日から施行する。

(2) 手数料等が年単位で決められている場合

当該年単位の運送収入全体に手数料等が課されているものとして、その原価の合計額に対して安全コスト(営業費(その他経費に含まれる手数料等を除く。))及び安全運行経費の合計額)が占める割合を年単位の運賃・料金の総額に占める手数料等の率が割り込んでいる場合には、運賃の割戻しの対象となる。

(3) (省略)

知っておきたい 営業秘密



予期せぬトラブルに
巻き込まれないために！



こんな事件に聞き覚えは？



入社時にサインした誓約書に、営業秘密の漏えい禁止が規定されていたけれど、「**営業秘密**」って何ですか？

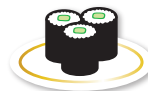
企業や研究機関などで働く者として、営業秘密についてはきちんと理解する必要がありますよ。
最近だと、こんな事件もありました。



大手回転寿司チェーンの元幹部が、2020年9月、同社の**営業秘密である商品原価などに関するデータを不正に取得**し、同年11月に、大手ライバル会社に社長として**転職した後、このデータをライバル会社内で開示した**として逮捕されました。

データは、大手回転寿司チェーンが各店舗で提供するすしの原価や、食材の種類、ネタとして使う魚介類の仕入れ値などに関するもので、転職先の会社では、このデータをもとに、両社の商品原価などを比較する表を作成し、複数の経営幹部らの間で資料を共有していました。

2023年5月には、この元幹部に対し、**懲役3年(執行猶予4年)、罰金200万円の判決**が言い渡されました。



この事件、聞いたことがあります！
営業秘密について、きちんと理解したいです！



最近では、設計図、製造マニュアル、顧客リスト、仕入れ先リストなどの企業の虎の子の財産である「営業秘密」の漏えいトラブルが頻発しています！
次ページ以降で、営業秘密のキホンについて、理解を深めましょう！



「営業秘密」ってどんな情報？

企業・研究機関などにとって重要な、
秘密としたい情報が「営業秘密」

企業や研究機関などが、**営業活動や
研究・開発**から生み出した様々な情報

営業情報

顧客名簿・情報、
接客マニュアル



技術情報

製造方法、
設計図面、金型



企業などでは、自社の優位を確保するために、
このような情報を「秘密」にすることがある。

秘密である
ことに
価値がある!!

企業などが秘密にしたい情報は
「**営業秘密**」になりうる!

より細かい条件は、次のページで

3つの条件を満たせば、「営業秘密」

1 非公知性

一般には知られていない情報。

具体例

- ・企業・研究機関等の限られた関係者だけが知っている情報。
- ・刊行物・インターネットなどで、簡単に入手できない情報。

2 有用性

「失敗した実験データ」も含まれる

脱税、有害物質の垂れ流し等の反社会的な内容ではなく、企業等にとって広い意味で役立つ情報。

3 秘密管理性

従業員、取引先関係者等の情報に接する人が、秘密情報と認識できるように管理されている情報。

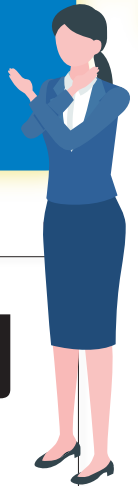
管理の具体例

- ・「**秘**」「社内限り」等の表示
- ・情報へのアクセス権の設定、施錠ロッカーでの保管
- ・「無断持ち出し禁止」、「関係者以外立ち入り禁止」の表示
- ・秘密保持契約の締結、誓約書の取り交わし
- ・就業規則など社内ルールの作成・周知
- ・情報の管理・取扱いに関する研修の実施



「してはいけないこと!」って どんなこと?

企業等の「営業秘密」の 不正な①取得、②開示、③使用



01 取得

例 転職先に持ち込む
ために勤務先の営業秘
密を私用のハードディス
クドライブにコピー

※「正当な業務」、「正当
な目的」の場合はOK。

例 在宅勤務などのために、
上司の許可を得て、営業
秘密を自宅に持ち帰る



02 開示 (漏えい)

例1 報酬目当てで勤務
先の営業秘密を他社
等にメールで送信

例2 かつての勤務先の
営業秘密を転職先で
利用しているクラウド上
に保存し、社内に共有



03 使用

例1 不正に取得した他
社の営業秘密 (例: 原価
情報・仕入先情報) を用
いて資料を作成する

例2 かつての勤務先の
営業秘密 (例: 顧客リス
ト) を用いて売り込み
をかける



これらの行為は「不正競争防止法違反」
になる場合があります!



職場でありがちな具体例を考えると…

case 1

勤務先の営業秘密を私物のUSBに不正に複製して「取得」



- ➡ 勤務先の許可を得ずに、文書などを持ち出すことも**NG!**
- ➡ 勤務先の許可を得ずに、私用のメールアドレスに送信したり、私用のクラウドサーバに保存するなどの行為も同様に**NG!**
- ➡ ただし、在宅勤務などのために上司の許可を得て持ち帰る場合など、正当な業務・目的であれば**OK!**

case 2

社内サーバに不正アクセスして勤務先の営業秘密を「取得」し、他社などへ「開示」



- ➡ アクセス権がある人に嘘をつくなどして、営業秘密を聞き出す行為も、不正な「取得」として処罰対象となり得ます！

case 3

かつての勤務先の営業秘密を転職先に「開示」



- ➡ 転職先への「手土産」感覚での開示は**もってのほか！**
- ➡ 営業秘密を転職先で「使用」するのも**NG!**

case 4

不正に持ち込まれた他社の営業秘密を社内で「使用」

転職前にいたA社にだまって持ち込んで来た
A社の商品の原価情報について、



- ➡ 不正に営業秘密を持ち込んだ上司の行為もちろん**NG**だが、
その経緯を認識していたにもかかわらず、当該営業秘密を
「使用」するのも**NG!**



営業秘密侵害をしてしまったら どうなるの？



刑事罰・民事責任を負います…



\\ 悪質な場合 //

刑事罰

- 10年以下の懲役
- 2,000万円以下の罰金
(海外使用等は3,000万円以下)



実際の判決の例

懲役5年、罰金300万円(2015年・東京地裁)

\\ 企業の実害には //

民事責任

●損害賠償等



実際の判決の例 (従業員個人に対して)

- 損害賠償 約10億円(2019年・東京地裁)
- 損害賠償 約4億円(2002年・福岡地裁)



👉 この他、就業規則に基づいて、勤務先から懲戒処分を受ける可能性があります。

こんなケースにも気をつけよう

自己の利益目的だけでなく、
第三者への利益目的であっても
NGです！



その目的は、お金などの経済的
利益だけでなく、**非経済的利益**
(転職先でマウントをとりたいなど)
を得る目的でも**NG**です！



この第三者には、外国政府機関・
関係者なども対象に含まれますので、
**外国政府機関・関係者などへの利益
目的もNG**です！

例

元従業員がロシア外交官に漏えい
した事件(2020年・東京地裁)



外国政府機関・関係者への情報提供
を義務づける外国の法令に基づく
行為であっても、その行為のみを
もって正当化されるわけでは
ありません！



4

普段からどうしていればいいの？

<トラブルに巻き込まれないためのポイント> 日常業務で…

自分が職場で接する情報のうち、

何が営業秘密に
当たるのか

を確認しましょう



勤務先の情報管理に関する内部規程やルールを確認し、

どのような管理
が求められて
いるのか

や

何をしては
いけないのか

をよく理解するよう
にしましょう。



自分が職場で接する情報は何か、内部規程等の更新がないかを**定期的に確認**しましょう

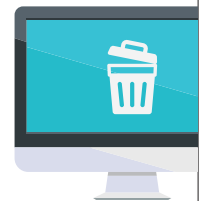


<トラブルに巻き込まれないためのポイント> 転職・独立を予定している場合に…

転職・独立する前に！

転職・独立先への「手土産」にするために、**勤務先の営業秘密**を私用パソコンにコピーしたり、私用メールアドレスに送信するなどして、**持ち出さない**ようにしましょう。

万一、勤務先の営業秘密を保有していた場合には、**キチンと消去**しましょう。



退職時の**誓約書**などの**内容・条件を確認**し、「**何をしてはいけないのか**」をよく**理解**するようにしましょう。

誓約書などの内容・条件に疑義がある場合や、何が営業秘密か判断に迷う場合は、**勤務先に確認**し、**勤務先との認識を合わせ**ましょう。

転職・独立したあとで！

転職・独立先の職場に、**かつての勤務先の情報を不用意に持ち込まない**ようにしましょう。



かつての勤務先の営業秘密を転職・独立先で**流用しない**ようにしましょう。



もしも困ったら…



何が営業秘密かわからない、何をしてはいけないかわからないとき

まずは勤務先(上司など)にしっかり相談しましょう

外部にも相談したいとき

INPIT((独)工業所有権情報・研修館)

営業秘密支援窓口 **無料**

TEL:03-3581-1101(内線 3823)

URL:<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

メール:ip-sr01@inpit.go.jp

弁護士知財ネット

相談料 初回相談1時間1万円(税別)

URL:<https://iplaw-net.com/>

電話(連絡窓口一覧):<https://iplaw-net.com/telephone>

相談依頼フォーマット:<https://iplaw-net.com/consultation>

営業秘密・不正競争防止法・情報漏えい対策 についてもっと知りたい!

知的財産政策室HP



営業秘密管理指針



不正競争防止法
テキスト



秘密情報の保護
ハンドブック





経済産業省

経済産業政策局 知的財産政策室

TEL:03-3501-1511 内線 :2631

営業秘密 経済産業省



<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

